

## お詫び（訂正について）

月刊『測量』2022年7月号59ページに掲載された作業規程の準則用語解説 No.42 について、誤りがございました。表-1 および本文の一部を以下のとおり訂正させていただきます。

読者の皆さまにご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。訂正してお詫び申し上げます。

### 【訂正箇所 1】表-1 高度定数の較差の数値 誤)

表-1 TS等による許容範囲(一部抜粋)

項目	区分	1級基準点測量	2級基準点測量		3級基準点測量	4級基準点測量
			1級TS, 1級セオドライト	2級TS, 2級セオドライト		
鉛直角観測	高度定数の較差	10"	10"	10"	10"	10"

正)

表-1 TS等による許容範囲(一部抜粋)

項目	区分	1級基準点測量	2級基準点測量		3級基準点測量	4級基準点測量
			1級TS, 1級セオドライト	2級TS, 2級セオドライト		
鉛直角観測	高度定数の較差	10"	15"	30"	30"	60"

### 【訂正箇所 2】表-1 の右下にある本文中

誤)

高度定数の較差の許容範囲は、1～4級基準点測量において、10"と規定しています。許容範囲を超過した場合は再測を行います。

正)

表-1 の許容範囲を超過した場合は再測を行います。

上記を修正したページは[こちら](#)をご参照ください。